

よくある質問【一覧】

1 基本事項

Q なぜ、家庭ごみを更に分別区分拡大するのですか。

A 現状埋立てごみは製品プラスチックや小型金属類なども一緒に排出していただいておりますが、それらは再資源化可能な品目であります。

そのような品目は埋立てごみの約50%程度を占めており、それらを分別収集することで埋立てごみの削減ならびに埋立処分場の延命につながります。

また燃やすごみの中にも同様に紙類や草・木類など資源化できるものが含まれております。

それらを資源化することによって環境にも将来世代にも大きな負担となる埋立て処分場を新たににつくらないことを目的としています。

Q 家庭ごみ分別拡大に協力すると市民にどんなメリットがありますか。

A 現在の埋立処分場(エコトピア亀岡)を今後建設すると、約35億円以上かかります。

また 新たに建設する場所もないのが現状です。

燃えるごみの焼却施設(桜塚クリーンセンター)についても同様であります。

桜塚クリーンセンターの耐用年数が令和13年までとなっており、再建設にかかる費用は約60億円以上かかる見込であります。

今後、新たな処理施設を建設せず、ごみの減量に取り組むことが将来世代への禍根を残さない未来へとつながるためご協力お願いいたします。

Q 資源化に向けた具体的な目標数値はありますか。

A 令和3年度の資源化率は、約17%となっており、分別拡大後は30%を目標に取り組んでいきます。

Q 亀岡市では、レジ袋の提供を禁止しているにもかかわらず、なぜ市民は自ら袋を購入し、分別拡大しなければならないのか。(市民負担が増える)

A これまでもごみを出す際には指定のごみ袋を購入いただいております。

今回、新たに分別する種目(紙類/草・木類/小型金属類)はすべて資源ごみとして回収しますので、処理手数料が上乗せされた指定ごみ袋ではなく、任意の透明な袋での排出となります。そのため、指定ごみ袋を購入する頻度が減り、費用負担を下げることも可能であると考えております。

また、任意の袋については排出後、リサイクルされますので新たにごみが増えることもありません。

Q 分別拡大の適用開始後に移行期間は設定されているのか
(しばらくは従前の捨て方でも持って帰ってもらえるのか)

A 移行期間については、具体的には設定しておりませんので当面の間は、回収し柔軟に対応いたします。ただし、明らかな間違い(燃やすしかないごみに金属混入など)の場合は、従前どおり啓発シールを張り付けたうえで、収集しないことがあります。

2 製品プラスチック

Q 集めたプラスチックはどのようにリサイクルされるのですか。

A 令和5年度より、プラスチックを一括回収し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会にて、マテリアルリサイクル(物質再利用)を実施します。

プラスチックをマテリアルリサイクルすることで、排出されたプラスチックをプラスチックの原材料へ再資源化し、新たなプラスチックに生成し、再利用することができます。

Q 容器包装プラスチックに加え、なぜ製品プラスチックも分別収集対象になるのですか。

A 今まではプラスチックについて、プラスチックマークの有無で容器包装プラスチックか製品プラスチックなのかを判断していましたが、確認が難しい製品もあり、お問い合わせもいただくことも多くありました。

その中で、令和4年度よりプラスチック資源循環法が新たに定められ、製品プラスチックについても資源化先の基準が明確となり、資源化の選択肢が増えたため、令和5年度よりプラスチックの収集を単純化することができるよう、製品プラスチックと容器包装プラスチックを合わせて回収することといたします。

Q 発砲スチロールはプラスチック製容器包装ですか。

A 発砲スチロールについて、容器包装を示すプラスチックマークがあるものとないものが存在します。

マークがあるものを容器包装プラスチック、マークのないものを製品プラスチックと位置付けておりますが、今後はどちらも一括して回収できますので、プラスチックの日に出してください。

Q 収集の対象とならないプラスチックの主なものは何ですか。

A 汚れがひどいものは対象外です。

また、長さ50 cmより大きい製品プラスチックは対象外です。

Q 汚れたプラスチック製品などは、どの程度落とせばいいのか基準を明確にして欲しいです。

A 可能な範囲で洗っていただければありがたいです。

Q 製品プラスチックに金属が含まれている場合は、どのようにすればよいのですか。

A 大部分がプラスチックであれば、一部が金属であっても排出できます。ただし、取り除くことができる金属は可能な限り取り除いてください。

Q ボトルやラップなどに貼ってある紙製の値札やシールは取り除く必要がありますか。

A 可能な範囲で取り除いてください。

Q 排出は、半透明の袋でもいいですか。

A 中身が見える状態の半透明袋でお願いします。

参考として中に入れた新聞が読める程度の袋でお願いいたします。

Q 見られたくないごみは、どうしたらいいですか。

A 製品プラスチックについては、埋立てるしかないごみで出してください。

Q 市販の透明なごみ袋自体がごみになってしまいます。

A ごみ袋自体も回収後、リサイクルします。

Q 透明袋の値段はいくらぐらいですか。

A 現在、容器包装プラスチックの排出時に使用している透明袋と同様のものでも排出可能です。

料金につきましては購入される袋の種類や大きさ、店舗によっても異なりますので小売店でのご確認をお願いいたします。

Q どのくらいの大きさの袋で出すのですか。

A 45ℓまでの袋で出してください。

Q 袋の口は、結ぶ必要がありますか。

A 中身が出ないようにしっかり結んでください。

Q 発砲スチロールなどは、袋から飛び出しているのですか。

A 袋からでない大きさに折るなどしてください。

Q 「プラスチック製容器包装」という言葉がどのようなプラスチックを指すのかわかりません。

A 容器包装を示すプラスチックマークがついているプラスチック製の容器や包装を示します。

例として、洗剤のボトルやコンビニ弁当、食品トレーなどが当てはまります。

Q 集めたプラスチックは、どこに持っていくのですか。

A 集めたプラスチックは一度埋立て処分場であるエコトピア亀岡へ搬入します。

その後、再資源化できるものを再選定するための中間処理を実施するため、中間処理業者へと運搬し、中間処理後に各リサイクルルートへ運搬いたします。

Q 食品トレーはスーパーでも回収されていますが、どちらに出せばいいのですか。

A これまで通りスーパーに出していただくようお願いいたします。

3 資源ごみ

Q 紙類を集団回収で集めているにも関わらず、なぜステーション収集を行うのですか。

A 燃やすごみの組成を調査した結果、燃やすごみの中に資源化可能な紙類が入っていることが確認できました。

そのような紙類をより多く資源化するために、新たにステーション収集を実施し、排出機会を増やしたいと思います。

ただし、集団回収で排出いただくことが第一優先であり、ステーション収集は、集団回収を実施している団体に属さない方などの補完的な役割であると考えております。

Q 草木・材木は、春夏の清掃活動で直接搬入していますが、今後は資源ごみとして集積場に出していいのですか。

A 草木類収集の基準に合わせていただければ、地域清掃等で集まった草木類も出していただくことは可能です。ただし、集積場からあふれたり、通行の妨げとなるような量の場合は、場所を分けていただくか、これまでどおり施設への直接持ち込みをお願いいたします。

4 集積場・収集日

Q 職員が直接集積場で家庭ごみ分別区分拡大に伴う分別の仕方などを周知されるのですか。

A 分別に関する問い合わせや実際の排出状況に応じて、直接集積場で周知することもあります。

Q 現在でも収集日によっては、集積場が満杯です。今回、家庭ごみ分別区分拡大することで集積場が手狭になると考えられますが、解決策はありますか。

A 現在の所、集積場の増加については、現行の設置基準である燃えるごみの集積場は25世帯に1か所、埋立て・資源ごみの集積場は50世帯に1か所となりますのでその基準に沿って増加可否の判断となります。

ただし、今後の排出状況に合わせて基準の見直しなどを検討する場合がございます。

またより広い場所への集積場の移動などは可能です。

ごみ収集車が集積場の横に止められるような場所であるなど条件はございますが随時ご相談は受け付けております。

Q 草木・材木を袋に入れた場合、袋に穴が開きやすくなりため、集積場にごみが散乱するのではないですか。

A できる限り、破れにくい袋を使ってください。

Q 亀岡市の補助金でカラスいけいけを購入しましたが、家庭ごみ分別区分拡大のため新たに補助金で購入できるのですか。

A 今回の分別拡大に伴う、新たな補助金の設定はお問い合わせ状況に応じて検討したいと考えております。

Q シールが貼られて残されたものは、役員で片づけています。家庭ごみ分別区分拡大に伴い負担が増大するのですか。

A 草木類については、今まで燃えるごみで排出いただいておりますが、燃えるごみ・埋立てごみについては1回2袋程度までと制限を設けておりましたので、それを超える排出量についてはシールを貼って啓発させていただいております。

次年度以降は、草木類は資源ごみとしての回収となりますので袋数の制限はなく、排出することが可能となるため、今まで草木類でご負担をかけておりました点につきましては、ご負担をなるべくかからないよう進めてまいりたいと思います。

ただし、燃えるしかないごみで排出された草木類については、従来通り2袋までとなりますのでご注意願います。

Q ごみ出しが困難な人へは、どのような対応を考えているのですか。

A 令和4年度から 75 歳以上で介護認定要支援1以上の世帯を対象にふれあい収集を開始しています。現在は、包括支援センターなど支援機関と連携し、試験的に開始している状況ですが、収集体制が整い次第、全市的に広報し、実施する予定です。

5 周知方法

Q 自治会加入者は、このような場において市から説明を受けることができるが、自治会非加入者に対しては、区長や組長の立場からどのように説明すればよいのか。

A 市としては、自治会加入・非加入にとらわれず、一人でも多くの方に説明の場を設けたいと考えています。ぜひ、貴自治会において説明会を希望される団体を紹介していただければと思います。また、今後、市役所等において説明会の実施を予定しており、自治会等での説明会に参加いただけない方などに参加を呼び掛けます。

Q 分別区分拡大にあたり周知方法をどうするのですか。

A ごみの分け方出し方のパンフレットの改正を行い、2月15日または3月1日に全戸配布を予定しており、窓口でも配布します。それに伴い、集積場に設置する看板も刷新し、お配りする予定です。

なお、パンフレットは主要な外国語にも対応する予定です。

Q ホームページなどは更新されるのですか。

A 現在実施しています地元説明会の内容を動画および音声データをつけ、掲載いたします。また、パンフレット等を分別拡大に関する情報を順次ホームページに掲載します。

5 その他

Q 小型家電はどのように回収されるのですか

- A 現在、市役所など一部の市の公共施設に設置しているリサイクルボックスに排出いただけます。サイズは、40cm×15cmの投入口に入る品目が対象です。
また日本紙業様が運営されていますエコゲートという古紙回収拠点にて月2回イベント収集で回収します。
イベント収集では、埋立てごみ袋に入る小型家電で袋に入らない家電は対象外です。
どちらにも持ち込み難しいようでしたら埋立てるしかないごみに入れてください。

Q 蛍光灯や電球はどのように回収されるのですか。

- A 蛍光灯は電気店などの協力店に設置の回収ボックスで回収いたしますが、持ち込みが難しい場合は埋立てるしかないごみとして排出して下さい。電球は埋め立てるしかないごみで排出できます。

Q 衣類は、どのように回収されるのですか。

- A 日本紙業様が運営されている古紙回収拠点であるエコゲートでは、一部の拠点を除いて古着など衣類の回収を実施されています。
また、カインズ亀岡店様につきましても、収集拠点を運営されており、古着などの回収を実施されています。
燃やすしかないごみで排出される場合は50cm角以下に裁断をお願いします。

Q プラスチック製容器包装やペットボトルはどのくらいの量になりますか。

- A 現状の想定数量としては、プラスチックは一括回収後、最大年間約945トン、ペットボトルは最大年間140トンとなる見込みであります。

Q 具体的にどのようにリサイクルされるのですか。

- A 令和5年度から新たに分別収集する3点についてのリサイクル方法について説明します。
- ① 剪定枝類：落ち葉については、たい肥化することができるため、たい肥化施設へ搬入し、肥料にすることで再利用いたします。木類は、チップ化することで様々な施設などの熱利用するための燃料として再利用いたします。
 - ② 紙類：紙類についてはリサイクル業者へ引き渡し、主に再生紙として再利用いたします。
 - ③ 金属類：リサイクル業者へ引き渡し、部品ごとに新たな金属製品として再利用いたします。